

平成31年 4月 1日

ご来院の皆様方へ

敷地内禁煙のお知らせ

当院では、健康増進法第5条（医療機関の責務）及び第25条（受動喫煙の防止）に基づき、これまで館内の禁煙を実施していましたが、平成21年4月1日より敷地内全面を禁煙にすることといたしました。

喫煙者の皆様にはご不自由をおかけしますが、医療機関としての使命をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

高良台リハビリテーション病院

院長 永田 剛